

千葉市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月25日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第48号

千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和58年千葉県規則第62号）の一部を次のように改正する。

様式第8号の2及び様式第8号の3を次のように改める。

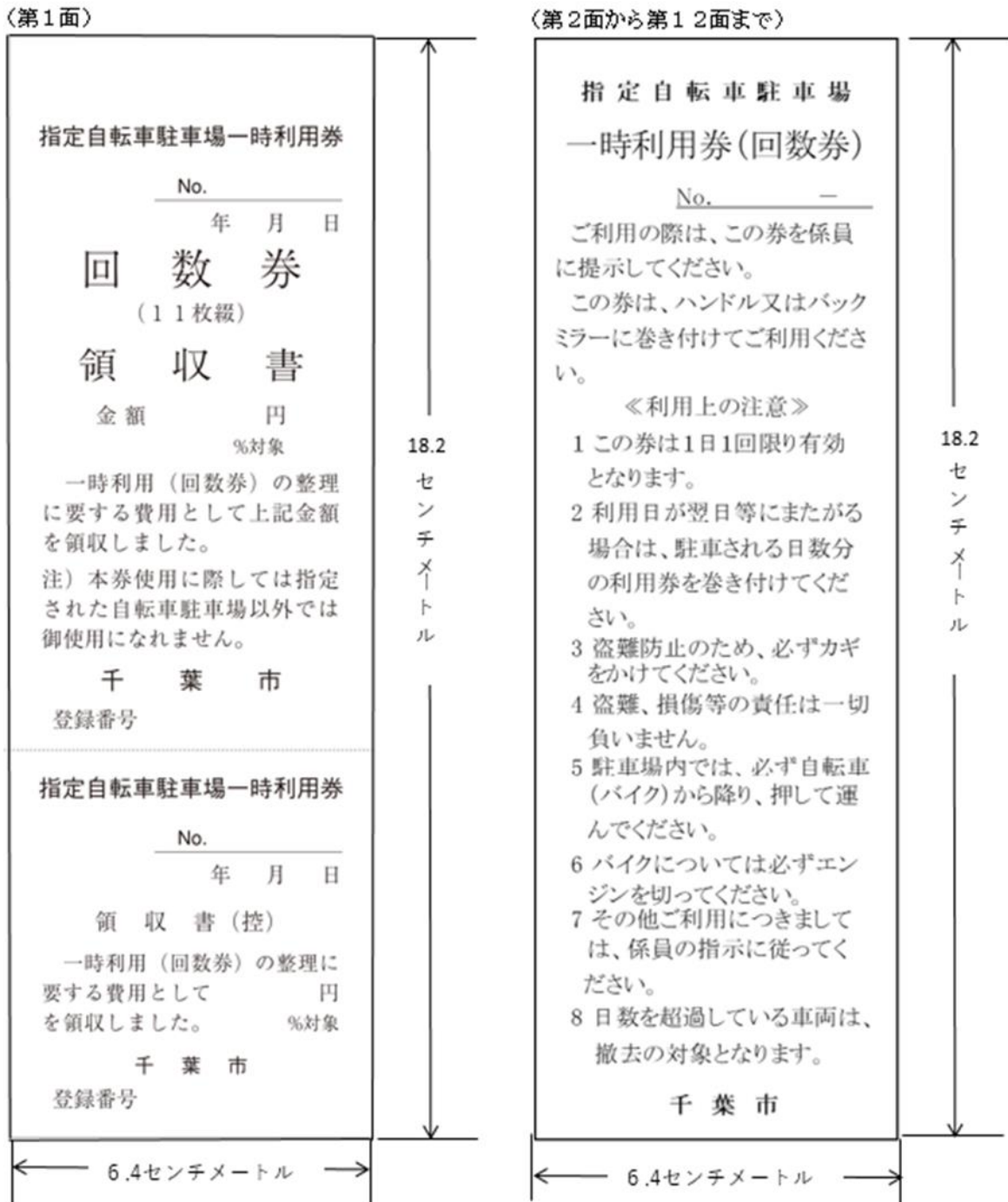
様式第8号の2

<p>指定自転車駐車場一時利用券</p> <p>No. _____</p> <p>年 月 日</p> <p>領 収 書 (控)</p> <p>一時利用の整理に要する費用として 円を領収しました。 %対象</p> <p>千 葉 市</p> <p>登録番号</p>	↑
<p>指定自転車駐車場一時利用券</p> <p>No. _____</p> <p>年 月 日</p> <p>領 収 書</p> <p>金額 円</p> <p>%対象</p> <p>一時利用の整理に要する費用として上記金額を領収しました。</p> <p>千 葉 市</p> <p>登録番号</p>	
<p>指定自転車駐車場</p> <p>一時利用券</p> <p>No. _____</p> <p>この券は、ハンドル又はバックミラーに巻き付けてご利用ください。</p> <p>《利用上の注意》</p> <ol style="list-style-type: none">1 この券は1日1回限り有効となります。2 利用日が翌日等にまたがる場合は、駐車される日数分の利用券を巻き付けてください。3 この券の払い戻しは、いたしません。4 盗難防止のため、必ずカギをかけてください。5 盗難、損傷等の責任は一切負いません。6 駐車場内では、必ず自転車(バイク)から降り、押して運んでください。7 バイクについては必ずエンジンを切ってください。8 その他ご利用につきましては、係員の指示に従ってください。9 日数を超過している車両は、撤去の対象となります。 <p>千 葉 市</p>	
← 6センチメートル →	

25.7

センチメートル

様式第8号の3



附 則

- この規則は、令和5年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。